

(写)

令和7年10月20日

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 畑 隆

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送
用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月26日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

岩崎 まゆみ 特定社会保険労務士

笠原 恵 国立大学法人静岡大学 静岡大学学術院情報学領域 教授

畠 隆 学校法人常葉大学 常葉大学経営学部 特任教授

労働者代表委員

石塚 力朗 日本労働組合連合会静岡県連合会 ジェンダー平等・多様性推進局長

佐々木勇人 スズキ労働組合 副中央執行委員長

平野 雅紀 ヤマハ労働組合連合会 会長

使用者代表委員

石原 裕士 ビヨンズ株式会社 専務取締役

梶本 丈喜 株式会社ケーイーコーポレーション 会長

田中 秀幸 静岡県中小企業団体中央会 専務理事

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

　ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

　ハ 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務

　ニ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,133円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月21日